

未成年後見人選任の審判の申立てについて

1 概要

未成年者の親権を行う方（親権者）が亡くなられた場合、所在不明となった場合、あるいは、親権喪失、親権停止又は管理権を喪失するなどした場合に、家庭裁判所は、未成年者の親族等の申立てにより、未成年後見人選任の審判をすることができます。

未成年後見人は、未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまでの間、原則として、親権者と同一の権利義務が認められており、未成年者の監護・教育を行うとともに、未成年者の法定代理人として、財産管理、契約等の法律行為を行います。

2 申立てをすることができる方

- ・ 未成年者（未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。）
- ・ 未成年者の親族
- ・ 利害関係人（児童相談所長や里親等）

3 申立先

未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

別紙未成年後見事件申立必要書類（チェックリスト）のとおり

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用の全部又は一部について、未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

5 申立てに必要な書類

別紙未成年後見事件申立必要書類（チェックリスト）のとおり

※ 未成年者が複数の場合には、次のとおり書類を準備してください。

- ・ 未成年者1人につき、申立書類等を1セット作成してください。
- ・ 未成年者全員を記載した親族関係図を作成の上、各申立書に写しを添付してください。
- ・ 未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹などが、直接、申立人、未成年者及び未成年後見人候補者に会って、申立ての実情や未成年者の意見などを聴いたりすることがあります。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、未成年後見人の選任に当たっては、家庭裁判所が、未成年者にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも未成年後見人候補者の方が未成年後見人に選任されるとは限りません。

7 未成年後見制度についてのお問合せ先

- 未成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

未成年後見事件申立必要書類 (チェックリスト)

未成年後見事件の申立てには以下の書類が必要となります。必要書類に不足、不備がありますと、追加提出をお願いすることになりますので、よく確認の上、提出してください。

1 申立書類

<input type="checkbox"/>	申立書
<input type="checkbox"/>	申立事情説明書, 親族関係図, 親族の意見書
<input type="checkbox"/>	未成年後見人候補者事情説明書
<input type="checkbox"/>	財産目録 ※未成年者が相続を予定している場合は、「相続財産目録」も提出してください。
<input type="checkbox"/>	収支予定表

2 添付書類

<input type="checkbox"/>	親権を行う者がいないことを証する資料	親権者死亡の記載がされた戸籍(除籍, 改正原戸籍)の謄本(全部事項証明書)。あるいは, 行方不明の事実を証する資料(戸籍附票等)等
<input type="checkbox"/>	未成年者	戸籍謄本(全部事項証明書), 住民票又は戸籍附票
<input type="checkbox"/>	候補者	戸籍謄本(全部事項証明書), 住民票又は戸籍附票
<input type="checkbox"/>	申立人	親族の場合, 戸籍謄本(全部事項証明書)。利害関係人の場合, 利害関係を証する資料

共通する戸籍謄本, 住民票等は1通で構いません。個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しなようにご注意ください。

未成年者の財産についての資料

<input type="checkbox"/>	(不動産)	不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税評価証明書) ※売却を予定している不動産については, 不動産登記事項証明書, 固定資産税評価証明書の両方を提出してください。 ※固定資産税評価証明書については, 物件及び不動産評価額の記載のある固定資産税納税通知書のコピーの提出でも結構です。	不動産登記事項証明書は, 法務局でお取り寄せください。 固定資産税評価証明書は, 市町村役場税務課でお取り寄せください。
<input type="checkbox"/>	(預金)	預貯金の通帳・証書のコピー(過去1年分のコピー)	コピーについては, 「コピーの取り方」を参考にしてください(以下同じ)。
<input type="checkbox"/>	(有価証券)	有価証券等のコピー, 又は証券会社発行の取引残高明細書のコピー	有価証券については表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(保険)	各種保険契約の保険証券のコピー	保険証券の表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(負債)	未成年者が債務者, 連帯債務者, 保証人, 連帯保証人となっている負債について, その具体的な内容を示す資料のコピー	例えば, 金銭消費貸借契約書, 住宅ローン契約書, 保証書, 返済計画一覧表などのコピー

未成年者の収支についての資料

<input type="checkbox"/>	(収入)	年金・手当額通知書, 確定申告書, 給与明細書, 配当金支払明細書等のコピー	未成年者の収入を示す資料のコピーを提出してください。
<input type="checkbox"/>	(支出)	教育・学校関係費の納付書, 税金・社会保険の通知書(納付指示書), 請求書等のコピー	未成年者に関する支出を示す資料のコピーを提出してください。

従前から, 金銭出納帳, 家計簿等をつけている場合は, 金銭出納帳, 家計簿等のコピーも提出してください。

3 費用

<input type="checkbox"/>	収入印紙	800円 × 1枚	未成年者1人につき800円です。
<input type="checkbox"/>	郵便切手	500円 × 2枚 100円 × 1枚 84円 × 10枚 10円 × 9枚 5円 × 1枚	審理中の通信費用となります(不足の場合, 追加をお願いすることがあります)。

4 その他

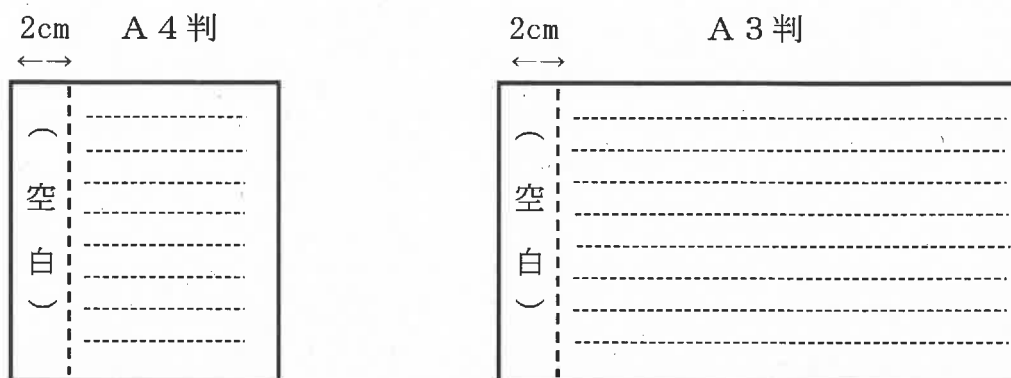
- 印鑑 (認印で可。申立書に押印したものを持参してください。)

※ 必読書類

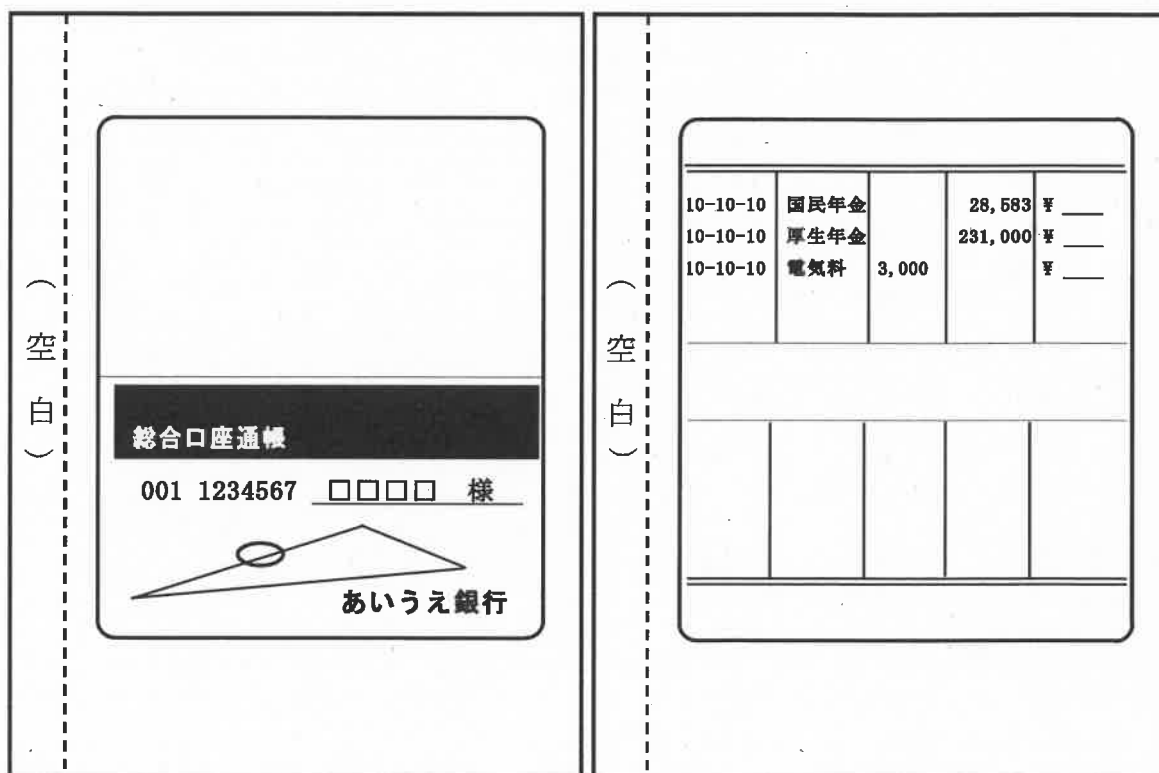
- 「未成年後見人の仕事と責任について」

コピーの取り方

- 1 用紙はA4判に（今お読みいただいている用紙のサイズです）。どうしても入りきらないときは、A3判に。A3用紙が利用できないときはB4でも可。
- 2 裁判所の記録は「A4判縦、横書き」ですので、書類は基本的に「A4判縦、左とじ」でとじていきます。したがってコピーをしていただく際は、A4用紙を縦にしたとき、その左側に2センチ程度の空白（とじしろ）ができるようにしてください。



- 3 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。
 - ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座の名義人の氏名などの記載があります）
 - イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、取扱支店名などの記載があります）
 - ウ 提出日のなるべく直前に記帳していただいたうえで、記帳されている全部のページ。旧通帳がある場合は、それも全ページ。



ア 表紙のコピー例

ウ 記帳のあるページのコピー例

- 4 保険証券など裏表両面に記載があるものは、両面ともコピーしてください。
- 5 複数の領収書やレシートを1枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。

親族の意見書について

- 1 未成年後見人の選任の手続では、未成年者の親族の方の意見も参考にして、未成年者の未成年後見人として誰が適任なのかを判断します。
- 2 申立時に意見書を提出していただく範囲は、未成年者と同居している親族（成年に達している方）、未成年者の父母（親権の有無を問いません。養父母を含みます。）、未成年者の兄弟姉妹（成年に達している方）などです。
- 3 必要な人数分だけ親族の意見書の様式をコピーして使用してください。上記2記載に該当する親族の方にこの意見書を作成してもらった上で申立書に添付してください（親族の方に意見書を作成してもらうことが難しい場合には不要です。）。
- 4 申立人及び未成年後見人候補者の方は、意見書の提出は不要です。
- 5 意見書を提出されなかった親族やその他の親族の方については、家庭裁判所から意見の照会を行うことがあります。
- 6 家庭裁判所の判断によっては、未成年後見人候補者以外の方が未成年後見人に選任されることがあります。

未成年後見人の仕事と 責任について

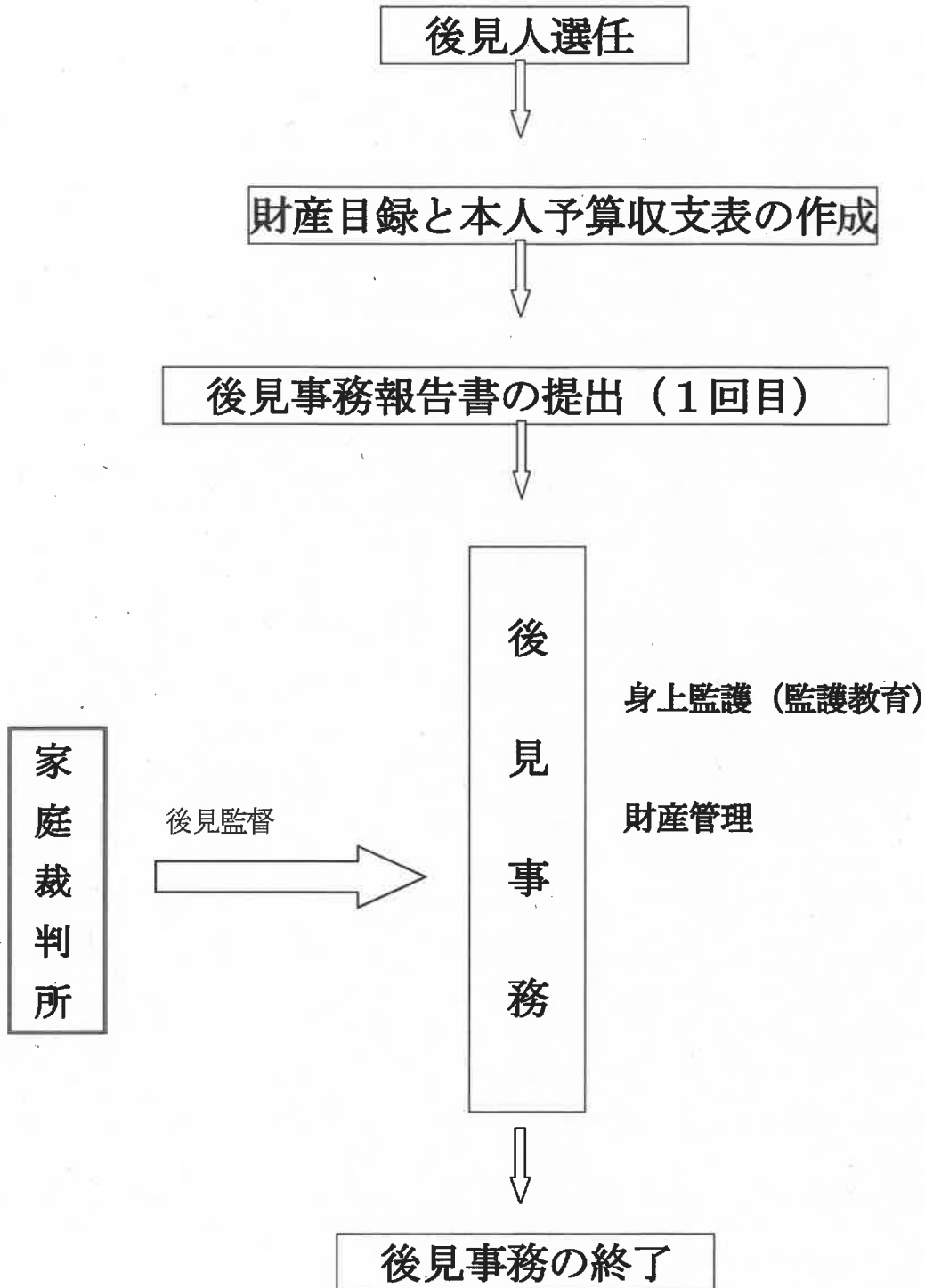
※ 注意

どなたを未成年後見人に選任するかは裁判官が判断します。

場合によっては、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）を選任することもありますので、ご承知ください。

名古屋家庭裁判所

未成年後見人の職務の流れ

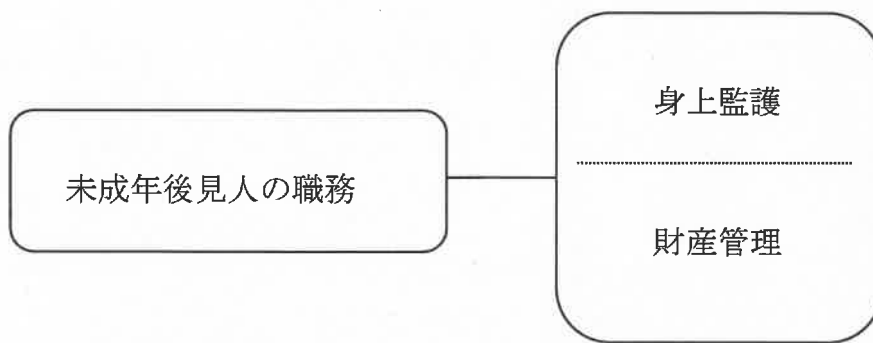


1 未成年後見人の職務

未成年後見人は、未成年者の身上監護と財産の管理を行います。

未成年者は、法律上、自分では財産管理や契約行為等ができず、身上面での監護教育を必要とし、未成年者の権利を守るために、未成年者を監護教育したり財産を管理するのが未成年後見人の役割になります。

身上監護については、未成年者が社会人として自立できるよう生活環境に配慮し、援助・指導していくことが求められます。財産管理では、未成年者の財産を保全・管理し、収支を明確にしなければなりません。



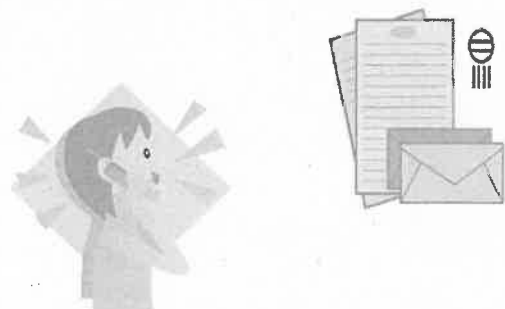
2 未成年後見人に選任されたら

まず、未成年者の財産を調査して、1か月以内に財産目録を作成するほか、未成年者のために、毎年支出すべき金額の予定を立てなければなりません。そして、後見事務報告書（初回）を家庭裁判所に提出します。

財産目録等の用紙は、家庭裁判所から定型のものが送付されます。

※ 「未成年後見人候補者のためのQ&A」の各Qを合わせて参照してください。

Q2, 3, 4



3 財産の管理

(1) 基本的な考え方

未成年後見人には、未成年者のために十分な注意を払って、誠実にその職務を遂行する義務があります。

未成年後見人が、未成年者の親族である場合でも、未成年後見人となった以上、未成年者の財産はあくまで「他者の財産」です。適切な管理を行う必要があります。

※ 「未成年後見人候補者のためのQ&A」の各Qを合わせて参照してください。

Q6, 7, 8, 9

(2) 安全確実な管理

未成年者の財産管理は安全確実であることを基本とし、投機的な運用は絶対に避けてください。預金保険制度の保護の対象からはずれないか、元本が保証されているかなどに留意してください。

(3) 収支の明確化

金銭出納帳に収支を記載するなどして明らかにしておくとともに、領収証やレシートなど裏付けとなる資料を残しておき、後見事務の内容をいつでも報告できるようにしておいてください。

預貯金通帳、保険証書、不動産登記事項証明書など、未成年者の財産に関する資料（原本）を家庭裁判所において確認したり、写しを提出していただく場合があります。整理して保管しておいてください。

(4) 第三者の財産との区別

未成年者の財産を、未成年後見人や第三者の財産と区別し、混同することがないようにしてください。

預金をはじめとする財産の名義は、未成年者の名義、あるいは、「〇〇〇〇（未成年者氏名）未成年後見人〇〇〇〇（未成年後見人氏名）」という名義のいずれかにしてください。未成年後見人や第三者の名義には決してしないでください。

また、数人の未成年者の未成年後見人を兼ねるときには、未成年者ごとにそれぞれ未成年者の名義で管理してください。

(5) 適切な支出・財産の処分

未成年後見人は、未成年者の法定代理人として財産の処分などできますが、未成年者に損害を与えないよう、処分の必要性、他の安全な方法の有無、未成年者の財産の額などを考慮し、必要最小限の範囲で行うよう注意が必要です。

未成年者の財産から支出できるのは、主として未成年者の生活費や学費になります。

未成年者の財産から未成年後見人の負債や事業資金等のために金を借りたり、親族や知人に金を貸し付けるようなことを絶対にしてはいけません。

適切な支出なのかどうかの判断がつかないときは、家庭裁判所に事前に相談してください。

(6) 計画的な財産管理

早期の段階で収支の実績を把握して収支予定を立て、未成年者が成人するまでの中長期的な収支予定・計画に基づく財産管理を行ってください。



4 関連する手続き

(1) 特別代理人の選任

未成年者と未成年後見人が、遺産分割において共同相続人である場合など、未成年者と未成年後見人の法律上の利益が相反するような行為においては、未成年後見人ではなく、家庭裁判所が選任した特別代理人が未成年者を代理することになっています。

特別代理人選任の申立て方法については家庭裁判所にお尋ねください。

※ 「未成年後見人候補者のためのQ&A」の各Qを合わせて参照してください。

Q10, 11

(2) 報酬付与の申立て

未成年後見人は、行った事務の内容に応じて、未成年者の財産の中から報酬を受け取ることができます。

その場合、未成年後見人から家庭裁判所に報酬付与の申立てをし、審判で決められた金額を未成年者の財産の中から支出するかたちで受領します。

未成年者の財産から報酬等として毎月一定額を、あるいは、その分をまとめて勝手に受け取るというようなことはできません。

※ 「未成年後見人候補者のためのQ&A」の各Qを合わせて参照してください。

Q13

(3) 未成年後見人の辞任

未成年後見人は、病気や高齢など正当な事由があると認められたときには、家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。その場合には、未成年者の保護に支障が出ないようにする必要があります。例えば、辞任の申立てと同時に後任の未成年後見人選任の申立てを検討するなどです。

※ 「未成年後見人候補者のためのQ&A」の各Qを合わせて参照してください。

Q14



5 未成年後見人の責任

(1) 民事上の責任

未成年後見人の故意又は過失により、未成年者の財産に損害が生じた場合には、未成年者に対し、その損害を賠償しなければなりません。

(2) 刑事上の責任

未成年後見人が未成年者の財産を横領した場合などには、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

(3) 未成年後見人の解任

家庭裁判所は、未成年後見人に不正な行為や著しい不行跡、その他後見の任務に適さない事由があるときには、未成年後見人解任の審判をすることがあります。

6 未成年後見の終了

(1) 終了の事由

未成年後見は、次の場合に終了します。

- ア 未成年者が成人したとき
- イ 未成年者が養子縁組したとき
- ウ 未成年者が婚姻したとき
- エ 行方不明だった親権者が現れたとき
- オ 未成年者が死亡したとき

(2) 終了時の事務

ア 戸籍届出

未成年者の本籍地又は未成年後見人の住所地の市区町村役場の戸籍係に後見終了届を提出します。

イ 財産の引継ぎ

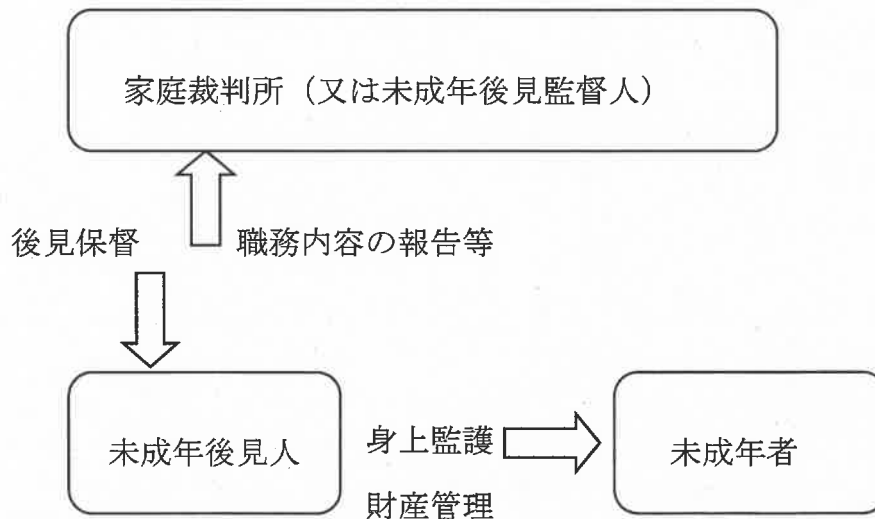
それまで管理していた未成年者の財産を、未成年者に引き継いでいただきます。

7 家庭裁判所の未成年後見監督について



(1) 未成年後見監督とは

未成年後見人と家庭裁判所は、未成年者の身上監護を適切に行い、その財産を保護していくため互いに連携していく必要があります。そのため、未成年後見人には、未成年者の身上監護や財産管理の状況について、家庭裁判所にまず報告していただくことになっています。



(2) 後見監督の方法

後見監督では、家庭裁判所から事務連絡書を送付し、未成年後見人から書面で報告していただいております。未成年者が成人に達するまでの間、定期的に又は随時に行われます。いずれの場合も、後見事務報告書、財産目録及び未成年者予算収支表を作成していただきます。また、金銭出納帳、預金通帳、領収書等の資料の写しを提出していただいております。

なお、未成年後見監督人が選任されている場合には、未成年後見監督人に対して報告していただくこととなります。

※ 「未成年後見人候補者のためのQ&A」の各Qを合わせて参照してください。

Q5

8 未成年後見人であることの証明

未成年者の戸籍に未成年後見人の氏名などが記載されます。

未成年後見人としては、ご自身が後見人であることが記載されている未成年者の戸籍謄本の交付を受けて、取引等の相手方に提示していただくこととなります。